

ひとり親家庭児童高等学校通学費援護金

長野市ではひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、こどもの将来の自立に向けた支援を行うことを目的として、20歳未満の児童が高等学校等に通学する際にかかる費用の一部を援助しています。

対象になる方	<p>公共交通機関を利用して高等学校等に通学する児童を養育する、母子家庭、父子家庭、または養育者の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者、児童ともに長野市に住民登録がある方が対象です。 ・ひとり親家庭であることの確認のため、戸籍等の提出を求める場合があります。 ・年度の途中からひとり親家庭になった方は、翌月分から支給の対象になります。
認定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を利用し、通学距離が片道2km以上であること ・前年の所得が、児童扶養手当の「全部支給」と同等以下(※)であること <p>※所得制限額は裏面をご覧ください。</p>
支給額	定期券購入金額を月額換算した額の半額。(月額上限:5千円)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ② ひとり親家庭児童高等学校通学費援護金申請書 (※) ② 交通機関の定期券のコピー(領収書のみでは支給ができない場合があります。) ③ 当該年度の在学証明書 ④ 振込先口座が確認できる書類のコピー(通帳/キャッシュカード等) <p>※申請書は、長野市ホームページ(ながの子育てサイト「ひとり親家庭への子育て支援」)に掲載してあります。また、長野市子育て家庭福祉課でお渡ししています。</p>
申請方法	<p>郵送 または 持参 で子育て家庭福祉課に提出</p> <p>宛先 〒380-8512 長野市鶴賀緑町1613番地 こども未来部子育て家庭福祉課 (持参される方は第二庁舎2階にお越しください)</p>
申請時期	<p>申請期限は令和7年3月31日までです (消印有効)</p> <p>定期券購入後、随時申請を受け付けます。 定期券を購入するたび、または、コピーを保管して後日まとめて申請してください。 ※コピーの添付がない期間は支給できません。 定期券を購入する度に必ずコピーを取っておいてください※</p>
支払いについて	<p>年2回、購入実績に応じた金額を支給します。</p> <p>4月～9月に申請があったもの→9月分までを11月上旬に支給 10月～翌3月に申請があったもの→3月分までを翌4月中旬以降に支給</p>

<申請にあたっての注意事項は裏面をご確認ください>

注意事項

- ◆ 高等学校等に通学する児童とは、高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程に通う生徒のことです。
対象年齢は、20歳未満です。
※中学生、大学生は対象になりません。
※通信制、定時制高校、高等専門学校の4年生以上は対象になりません。
- ◆ 通学に使用した定期券の購入実績により支給します。
定期券を購入するたびに申請、または複数月分まとめて後から申請が必要になるので、必ず定期券のコピーを取っておいてください。
※コピーの添付がない期間は、支給の対象になりませんのでご注意ください。
※支給には、定期券の金額、期間(〇月〇日から〇月〇日まで)、使用者の氏名を確認します。金額のみ記載の領収書では支給ができない場合があります。
- ◆ 年度内に複数回申請書を提出する場合も、その都度必要書類①～④の添付が必要ですので、ご用意ください。

所得制限額

扶養の 人数	所得額
0人	490,000円
1人	870,000円
2人	1,250,000円
3人	1,630,000円
4人	2,010,000円
5人	2,390,000円

- ※ 扶養の人数とは、税法上の扶養人数のことを指します。
- ※ 受給者本人に次の扶養親族がある場合、上記限度額(所得額)に加算できます。
- ※ 老人扶養親族(70歳以上)1人につき100,000円、特定扶養親族(19歳以上23歳未満)1人につき150,000円、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき150,000円。
- ※ 注:市・県民税の申告がされていない場合は審査ができず支給ができません。必ず申告を行ってください。

○お問合せ先
長野市役所 こども未来部子育て家庭福祉課
給付支援担当
電話:026-224-5031(直通)
FAX:026-224-7698